

## 第 5 1 号議案

足立区墓地等の経営許可等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区墓地等の経営許可等に関する条例の一部を改正する条例  
足立区墓地等の経営許可等に関する条例（平成 2 4 年足立区条例第 2  
1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 7 条に規定する主たる事務所又は同法第 5 9 条第  
1 項に規定する従たる事務所」を「第 5 2 条第 2 項又は第 5 3 条の規定  
により登記された事務所」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

宗教法人法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例  
案を提出いたします。